

## 一般廃棄物処理業許可証

令和5年6月12日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第18条の規定により、次のとおり許可します。

令和5年6月27日

恵庭市長 原 田



### 記

事業所の所在地	恵庭市白樺町1丁目18番5号
事業所の名称	嘉屋興業株式会社
業種の区分	収集運搬業 ・ 処分業
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物
処理の方法	
営業の区域	恵庭市内全域
許可番号	第3号
許可期間	令和5年7月4日から令和7年7月3日まで
許可条件	(1) 取扱廃棄物は、恵庭市から発生する一般廃棄物に限る(分別の徹底を行うこと)。 (2) 浄化槽汚泥の収集運搬については、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第18条第1項に規定する浄化槽清掃業許可業者に限る。